

天塩町立国民健康保険病院 虐待防止の指針

1. 基本方針

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、患者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利・利益の擁護に資することを目的に虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

身体的虐待：患者の身体に外傷が生じ、若しくは生じる恐れのある暴行を加え、また正当な理由なく身体を拘束すること。

性的虐待：患者にわいせつな行為をすること。又は、患者にわいせつな行為をさせること。

心理的虐待：患者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応、又は不当な差別的言動、そのほか著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

放棄・放置：患者を衰弱させようとするような著しい減食または長時間の放置、その他の患者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

経済的虐待：患者の財産を不当に処分すること。そのほか患者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員に関する事項

① 虐待防止委員会の設置

当院では、虐待等の発生の防止、早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止委員会」を設置します。虐待防止委員会は身体拘

束に係る範囲も含まれていることから、身体拘束・虐待対策委員会と一体的に運営を行う。なお、委員会の委員長は病院長とし、実務担当者として身体拘束・虐待対策委員会の委員長が当たる。

② 構成員

医師、看護師、看護補助者、理学療法士、管理栄養士、放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、このほか、委員会が必要と認める職員等

③ 委員会の開催及び審議事項

委員会は年1回以上、虐待事案発生時等は随時委員会を開催し、次の事項について協議する。

- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発防止策に関すること。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹底する。

職員研修は原則年1回実施する。

研修の実施内容については、研修資料、出席者等を記録し存する。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

【通報・相談窓口】

天塩町役場 福祉課 ふれあい係	〒098-3398 天塩町新栄通8丁目	電話番号 01632-2-1728
--------------------	------------------------	----------------------

5. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ①患者、患者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は2の②に定めた構成委員とする。
- ②虐待等が疑われる場合は、各構成委員に報告し速やかな解決につなげるよう努める。
- ③職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、構成委員は職員に対し、患者・患者家族・職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めるよう促す。
- ④虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係の確認をするとともに必要に応じて関係機関に通報する。

6. 当指針の閲覧について当指針の閲覧について

当指針は、患者及び患者家族がいつでも閲覧できるよう、ホームページに公

表する。

7. その他

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部機関により提供される研修等に積極的に参加し、患者の権利擁護とサービスの質の向上に努める。

附 則

本指針は令和6年6月1日より施行する。